

報告事項 1

令和3年11月定例県議会の概要について

令和3年11月29日から12月16日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和3年12月22日

総務課



## 令和3年11月議会 質問一覧

### 【代表質問】

| 順 | 氏名     | 会派 | 質問項目                      | 担当局 | 担当課     | 備考   |
|---|--------|----|---------------------------|-----|---------|------|
| 1 | 高桑敏直   | 自民 | 4 新しい時代に飛躍する愛知づくりについて     |     |         |      |
|   |        |    | (3) 公立高校の新しい入試制度について      | 教育  | 高等学校教育課 | 知事答弁 |
| 2 | 日比たけまさ | 新政 | 4 誰もが活躍できる社会と次代を創る人づくり    |     |         |      |
|   |        |    | (1) 魅力ある県立高校づくりに向けた取組について | 教育  | 高校改革室   | 知事答弁 |

### 【一般質問】

| 順 | 氏名   | 会派 | 質問項目                                    | 担当局 | 担当課   | 備考   |
|---|------|----|---|-----|-------|------|
| 2 | 谷口知美 | 新政 | 1 人権教育としての性教育の推進について                    |     |       |      |
|   |      |    | (1) 母子保健での性教育や、男性への性教育の現状と課題について        | 保健  |       |      |
|   |      |    | (2) 性教育の必要性及び今後の取組について                  | 保健  |       |      |
|   |      |    | (3) 人権の視点を踏まえた性教育について                   | 教育  | 保健体育課 |      |
|   |      |    | (4) 包括的性教育の推進のための教育環境整備について             | 教育  | 保健体育課 |      |
|   |      |    | 2 入試制度改革に伴っての県立高校の魅力発信について              | 教育  | 高校改革室 | 知事答弁 |
|   |      |    | 3 警察署の建替えについて                           | 警察  |       |      |
| 4 | 木藤俊郎 | 公明 | 1 医療的ケア児の支援について                         | 福祉  |       | 知事答弁 |
|   |      |    | 2 コロナ禍における心の健康について                      |     |       |      |
|   |      |    | (1) 児童生徒の不登校対策について                      | 教育  | 義務教育課 |      |
|   |      |    | (2) 女性の自殺対策について                         | 保健  |       |      |
|   |      |    | 3 コロナ感染者の後遺症対策について                      | 感染  |       |      |
|   |      |    | 4 県立高校におけるICT機器の充実について                  |     |       |      |
|   |      |    | (1) 一人一台端末を配備した県立高校におけるタブレット端末の活用状況について | 教育  | 教育企画課 |      |
|   |      |    | (2) 県立高校の一人一台端末環境について                   | 教育  | 教育企画課 |      |

## 【一般質問】

| 順                        | 氏名    | 会派    | 質問項目                                 | 担当局 | 担当課     | 備考   |
|--------------------------|-------|-------|--------------------------------------|-----|---------|------|
| 5                        | 朝倉浩一  | 新政    | 1 小中学校のネット上のいじめについて                  | 教育  | 義務教育課   |      |
|                          |       |       | 2 ジブリパークを活かした観光のブランド力強化について          | 観光  |         | 知事答弁 |
| 8                        | 今井隆喜  | 自民    | 1 本県農業の目指す未来について                     | 農水  |         | 知事答弁 |
|                          |       |       | 2 特別支援に関する教育諸条件の整備について               |     |         |      |
|                          |       |       | (1) 小中学校における基礎的環境整備や合理的配慮について        | 教育  | 特別支援教育課 |      |
|                          |       |       | (2) 県立聾学校の通学環境の改善について                | 教育  | 特別支援教育課 |      |
| 9                        | 中村竜彦  | 自民    | 1 インクルーシブ教育システムを推進する為の特別支援学級の在り方について | 教育  | 財務施設課   |      |
|                          |       |       | 2 今後の高等学校におけるICT教育の在り方について           |     |         |      |
|                          |       |       | (1) これから先の県立高校のICT教育について             | 教育  | 教育企画課   |      |
|                          |       |       | (2) 通信環境の改善について                      | 教育  | 教育企画課   |      |
|                          |       |       | (3) リモート授業の在り方について                   | 教育  | 教育企画課   |      |
|                          |       |       | 3 地方公共団体情報システムの標準化に向けての対応について        | 総務  |         |      |
| 10                       | 小木曾史人 | 新政    | 1 「教育」環境整備に関して                       |     |         |      |
|                          |       |       | (1) 小学校教育現場での学習指導について                |     |         |      |
|                          |       |       | ア 小学校における学習指導や学習評価の状況について            | 教育  | 義務教育課   |      |
|                          |       |       | イ 学習指導力の向上・研鑽の機会の確保について              | 教育  | 義務教育課   |      |
|                          |       |       | (2) 県立高校のインクルーシブ教育について               |     |         |      |
|                          |       |       | ア 本県におけるインクルーシブ教育の考え方と、高校での取組について    | 教育  | 高等学校教育課 |      |
|                          |       |       | イ 高校入試における医療的ケア児への合理的配慮について          | 教育  | 高等学校教育課 |      |
|                          |       |       | ウ 医療的ケアを必要とする生徒への入学後の支援について          | 教育  | 高等学校教育課 |      |
|                          |       |       | (3) 不登校児童生徒へのICT機器を活用した学びの保障について     |     |         |      |
|                          |       |       | ア 小中学校での不登校児童生徒に対するタブレット端末の利用状況について  | 教育  | 義務教育課   |      |
| イ 不登校児童生徒のタブレット端末の活用について | 教育    | 義務教育課 |                                      |     |         |      |

令和3年11月定例県議会教育・スポーツ委員会(12月9日)

○議案審査

第231号議案

訴えの提起について(奨学金貸付金返還請求事件)

第234号議案

損害賠償の額の決定及び和解について(教育委員会事務局管理部教育企画課)

【議案質疑】

松本まもる 委員(新政あいち)

損害賠償の額の決定及び和解について(教育委員会事務局管理部教育企画課)

【一般質問】

成田修 委員(自由民主党)

- ・公立高校入試におけるマークシートの導入について
- ・公立高校入試の変更点について
- ・コロナによる臨時休校の総括について

高木ひろし 委員(新政あいち)

- ・入試制度の変更の影響について

新海正春 委員(自由民主党)

- ・総合教育センターの移転整備について

藤原宏樹 委員(自由民主党)

- ・新入試における特色選抜について
- ・県立特別支援学校における入出力支援装置の活用について
- ・県立学校施設長寿命化改修計画について

高橋正子 委員(新政あいち)

- ・小中学生の視力について

原よしのぶ 委員(自由民主党)

- ・県立高校での不祥事が起きた時の教育委員会の対応について
- ・合理的配慮について

神野博史 委員(自由民主党)

- ・県立学校のキャリア教育について

令和3年11月定例県議会教育・スポーツ委員会(12月16日)

○議案審査

第236号議案

令和3年度愛知県一般会計補正予算(第21号):教育委員会所管分

【議案質疑】

成田修 委員(自由民主党)

令和3年度愛知県一般会計補正予算(第21号):教育委員会所管分



**【質問要旨】**

**4 新しい時代に飛躍する愛知づくりについて**

(3) 公立高校の新しい入試制度について

実施日程の変更を含めた新しい入試制度のねらいと、今後どのように中学生や保護者に周知を図っていかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

**【知事答弁要旨】**

私からの最後の答弁となりますが、公立高校の新しい入試制度についてお答えいたします。

公立高校の新しい入試制度は、「受検生ファースト」の視点から、一般選抜で2校に志願できる点は維持をしつつ、学力検査を1回に減らして負担の軽減を図り、あわせて全国で最も遅かった推薦選抜の合格発表を約1か月早めるなど、中学生がこれまでよりも早く進路が決定できるようにいたしました。

そして、新たに導入する「特色選抜」は、推薦選抜と同じ早い時期に、農業、工業、商業、理数、国際教養などの専門学科をはじめとする、特色ある教育課程を備えた高校のほか、地域に根差し、地域に貢献することを特色とする高校で実施をし、こうした高校でぜひ学びたいという意欲のある生徒を積極的に受け入れてまいります。

また、2校に志願した場合も学力検査は1回とすることに伴って、採点の公平性を確保するため、解答をマークシート方式に変更いたします。さらに、出願手続きのしやすさに配慮して、新制度の2年目からは、WEBで出願できるようにすることを検討しております。

制度の周知につきましては、議員お示しのパンフレットを公立中学校の1年生、2年生全員に配付することに加えて、教育委員会のWEBページとSNSによる情報発信、中学校の教員を対象にした説明会の実施などを通じて、十分な周知を図ったうえ、1年2か月後の円滑な実施を目指してまいります。

令和3年11月定例県議会 代表質問（12月1日） 知事答弁要旨  
新政あいち 日比たけまさ議員

**【質問要旨】**

4 誰もが活躍できる社会と次代を創る人づくり

(1) 魅力ある県立高校づくりに向けた取組について

県立高校の魅力を高めるため、今後どのように取り組まれていくのか、知事のご所見をお伺いします。

**【知事答弁要旨】**

続いて、魅力ある県立高校づくりに向けた取組についてのお尋ねであります。

先月発表いたしました県立高等学校再編将来構想（案）では、県立高校の一層の魅力化・特色化と再編を行うこととしており、その方向性としては、学校づくりにおいて、中学生が学びたいと思える学校や生徒が主体的に学べる学校、時代の変化に対応した新しいタイプの学校、地域の期待に応える学校を目指すほか、外部の専門機関と連携した教育体制の構築を基本的な考え方に据えて、今後の取組を進めてまいります。

時代の変化に対応した新しいタイプの学校として、2023年度から、例えば、犬山ディーエックス南高校では、D X 人材や起業家マインドをもった人材の育成に、また、豊川市の御津みと高校では、外国とつながりのある生徒や特別な支援が必要な生徒など、多様な生徒を受け入れてインクルーシブな教育に取り組んでまいります。

このほか、商業高校において、ITビジネス科や地域ビジネス科などへリニューアルを図るとともに、今年度、名称変更した工科高校においても、産業界や地域のニーズを踏まえた学校づくりを進めるなど、県立高校の一層の魅力化・特色化に取り組んでまいります。

また、中学卒業生数の減少に伴い、高等学校が小規模化すると、教育活動に支障を来す恐れがありますので、地域ごとの進路動向を総合的に勘案し、統合等による前向きな再編も進めることといたします。再編対象校は、適切な時期にその都度決定をいたしますが、2023年度には、稲沢高校、稲沢東高校、尾西高校の3校を統合するということが、2025年度には、津島北高校と海翔高校の2校をそれぞれ統合することを考えております。



なお、山間部や半島部などの人口減少地域では、生徒の通学可能な高校が限られますので、地元自治体などと継続的に協議を進め、できる限り存続できるように努めてまいります。

中学校の卒業生数は、2026年度以降に大きく減少をいたします。学校の小規模化が進む前に、早め早めに統合や学科改編など、地域の期待に応える学校づくりに取り組んでまいります。

**【質問要旨】**

**1 人権教育としての性教育の推進について**

- (3) 人権の視点から、性教育についてどのように考えているか、県の認識を伺う。
- (4) 子どもたちの人生のために、包括的性教育を充実させることが必要だと考えるが、教員研修や講師の派遣、教材の開発や情報の収集や提供など、包括的性教育の推進のための教育環境整備について、今後の取組を伺う。

**2 入試制度改革に伴っての県立高校の魅力発信について**

多くの高校が集い魅力を発信する場を、県主催で作ることについての考えと、今後の県立高校の魅力発信についての県の取組を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

**1 人権教育としての性教育の推進について**

- (3) 人権の視点を踏まえた性教育について、お答えいたします。

本年2月に策定した「あいちの教育ビジョン2025」では、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性を育むことを、あいちの教育の基本理念と位置付けております。具体的には、性に関することを含め、児童生徒の人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることを目指しております。

学校における性に関する指導につきましては、体育科、保健体育科などの関連する教科や、特別活動において、発達段階を踏まえ、性に関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性の尊重など、人権の視点を基本にした指導を行うことが重要であると考えております。

また、文部科学省作成の「生きる力を育む保健教育の手引」におきましても、近年、性情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化し、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動できるようにすることが課題とされておりますことから、児童生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切であると示されております。

県教育委員会といたしましては、人権の視点を取り入れながら、学校教育活動全体を通じて性に関する指導を進めていく必要があると考えております。

(4) 続いて、包括的性教育の推進のための教育環境整備について、お答えいたします。

議員お示しの包括的性教育は、2018年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）が公表した『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』において、「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」とされております。

現在、県教育委員会では、保健主事や養護教諭の研修会でLGBTや性被害、性暴力など性を取り巻く現代的な課題について取り上げ、人権尊重を基本にした性教育を進めているところであります。また、県立学校の中には、産婦人科医による生徒向けの講演会を開催し、妊娠や性感染症だけでなく、性の多様性について学ぶ機会を設けるなど、多様な人々の存在を尊重した取組を行っている学校もございます。

県教育委員会といたしましては、こうした取組を各学校に周知・還元し、各学校が人権尊重・多様性尊重の視点を取り入れた包括的性教育を推進し、児童生徒の実態に即した性に関する指導のための環境整備に努めてまいります。

## 2 入試制度改革に伴っての県立高校の魅力発信について

次に、県立高校の魅力発信の取組について、お答えいたします。

今年度は、校長会が中心となって、8月から11月にかけて、名古屋市内を除く県内各地区で、地元の中학생や中学校関係者を対象とした学校説明会を開催しております。これらの説明会では、各高校の紹介パネルや制服の展示をはじめ、ステージ発表、中學生からの質問コーナーなど、各高校が工夫を凝らして、それぞれの魅力をアピールしました。

今後、教育委員会としましては、こうした学校の取組に対して、しっかりと支援することを検討し、教育委員会と学校が一体となって、県立高校の魅力をアピールしてまいります。

### 【知事答弁要旨】

今後の県立高校の魅力発信の取組について、お答えいたします。

先月発表した県立高等学校再編将来構想（案）では、「中學生が学びたいと思える学校づくり」を始めとする5つのポイントを方向性の柱に据えまして、県立高校の一層の魅力化・特色化と前向きな再編を行うこととしております。

県立高校の魅力は、各学校・学科の多彩なカリキュラムときめ細かな指導によって、3

年間で生徒を大きく伸ばしている点にあると考えております。

たとえば、旭丘高校や岡崎高校など8校が、文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールに指定されておりますが、過去10年間で4人の生徒が、数学や化学、生物学の世界大会においてメダルを獲得するなど、将来、国際的な活躍が期待される科学技術系人材が育っております。

また、中学校3年生のときに不登校であった生徒が、全日制と定時制あわせて毎年600人以上、県立高校に入学しておりますが、その半数以上は教員の親身な指導やスクールカウンセラーを活用した教育相談の取組などによりまして、前向きな気持ちで目立った欠席もなく高校生活を送っております。

さらに、専門高校など就職希望者の多い高校では、手厚いキャリア教育によって、毎年ほぼ全員が県内の有力企業を中心に内定を得ております。

こうした県立高校の魅力が、中学生や保護者に十分に伝わっていないという事実があると思っておりますので、入試改革による特色選抜の導入などとあわせて、県立高校自らの魅力発信に工夫を凝らしてしっかり取り組み、中学生が学びたいと思える学校づくりを県立高校におきましても推進してまいります。

4番 公明党 木藤俊郎議員

**【質問要旨】**

**2 コロナ禍における心の健康について**

(1) 児童生徒の不登校対策について

愛知県における公立小中学校の不登校児童生徒数の状況は前年度と比較して、どうなっているか。また、主な原因と、愛知県として今後、公立小中学校への不登校対策をどのように行っていくのかお尋ねいたします。

**4 県立高校におけるICT機器の充実について**

(1) 一人一台端末を配備した県立高校は他にもありますが、それらの学校におけるタブレット端末の活用はどのような状況であるのか伺います。

(2) 直近の国の動きなどを踏まえ、県立高校の一人一台端末環境の実現に向けて、どのように考えているのか伺います。

**【教育長答弁要旨】**

**2 コロナ禍における心の健康について**

最初に、児童生徒の不登校対策についてお答えいたします。

まず、不登校児童生徒の状況であります。全国と同様に本県も増加しております。

2020年度の不登校児童生徒数は名古屋市を含む公立小中学校で13,062人となっております。前年度の2019年度と比較すると、1,090人増加しております。

次に、主な原因についてですが、小中学校ともに本人の「無気力・不安」が最も多く、小学校で46.3パーセント、中学校で47.1パーセントと、いずれも主な要因の半数近い数値を示し、それぞれ、5.1ポイント、7.4ポイント増加いたしました。

その要因として、コロナ禍で生活環境、生活リズムが変わったこと、学校生活に様々な制限が加えられているため登校意欲が湧きにくい状況となっていると推察しております。

現在、県教育委員会では、小中学校に対して、専門知識を有するスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置経費の一部を補助する取り組みを行っておりますが、複雑化・多様化した問題を抱え無気力・不安を訴える児童生徒へ対応するためには、こうした相談体制の充実が重要と考えております。

今後も子供たちが安心して学校生活を送ることができるように学校及び市町村における相談体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

#### 4 県立高校におけるICT機器の充実について

(1) 県立高校におけるICT機器の充実についてお尋ねをいただきました。

始めに、一人一台端末を配備した県立高校におけるタブレット端末の活用状況についてでございます。

一人一台端末配備校のうち、普通科の事例では、数学の授業におきまして、教員が授業の予習動画を作成して生徒に予習をさせたいうで、授業では生徒がタブレット端末に書き込んだ解答をグループで議論を行い、学習の質を高めています。

また、例題の解説動画を各自が所持しているスマートフォンで閲覧しながら、タブレット端末をノートの代用として解答を書き込むなど、生徒自身が工夫をしながら端末を活用しています。

また、英語の授業では、オンライン会議システムを使って、生徒が海外の高校生と1対1のペアを作り、それぞれがタブレット端末を用いて、資料を提示しつつお互いの顔を見ながら英語でコミュニケーションをする取組もなされております。交流前の準備を含め、生徒は意欲的に取り組むことで実践的な英語力を身に付け、英語の外部試験におきましても好成績を収めております。

商業科の高校では、生徒が各自のタブレット端末上で同一の画面を共有し、商品開発などについてそれぞれが意見を書き込みながらミーティングを行い、新しいアイデアを生み出す活動に取り組んでいるほか、デザインやプログラミングについてもタブレット端末を活用して学ぶなど、それぞれの学校の教育目標に応じて、一人一台端末を活用した取組が行われております。

(2) 次に、県立高校の一人一台端末環境についてでございます。

タブレット端末につきましては、これまで国庫補助など国による財政支援を活用しながら配備を進めてまいりました。

一人一台の端末が配備されていない学校につきましては、今後、BYODあるいはCYODにより情報端末を活用した教育活動を進めていくことを考えておりますが、コロナ後を見据えた国の経済対策や補正予算などの動向にも留意しながら、各学校の実情や特性に応じて、県立高校の一人一台端末環境を整備してまいりたいと考えております。

令和3年11月定例県議会 一般質問（12月2日） 教育長答弁要旨  
5番 新政あいち 朝倉浩一議員

**【質問要旨】**

1 小中学校のネット上のいじめについて

ネット上のいじめから子どもたちを守るためにネットパトロールを積極的に行っていくべきと考えます。県の考えをお伺いいたします。

また、三重県のような取組みは子供たちのネット上のいじめに有効と考えますが、いかがでしょうか。教育長にお伺いをいたします。

**【教育長答弁要旨】**

小中学校のネット上のいじめへの対応についてお答えいたします。

ネットパトロールにつきましては、本県教育委員会でも、県立学校においてインターネットの検索・監視を定期的に行い、インターネットを介したいじめやトラブル等に対する未然防止、早期発見・早期対応に努めておりまして、これまで不適切な個人情報の削除等の効果を上げております。こうしたことから、ネットパトロールは不特定多数の人に公開されるツイッター等のソーシャルメディアには、一定の効果があると認識をしております。

また、議員お示しの三重県が導入している「ネットみえーる」は、不適切な書き込み等に気づいた方がその書き込みの画像や情報を投稿できるアプリでありまして、ネット上のいじめに対する抑止力が上がると思われれます。

県教育委員会では、このようなICTを活用したいじめ対策は有効だと考えておりますので、今後さらに研究を進めるとともに、取組が有効に活用された事例について、各市町村の生徒指導担当の指導主事が集まる会等で情報共有をしていきたいと考えております。

**【質問要旨】**

**2 特別支援に関する教育諸条件の整備について**

- (1) 地域共生社会の実現に向け、特に小中学校における専門性のある指導体制の確保等の基礎的環境整備及び合理的配慮を充実させるため、本県のこれまでの取組と今後の取組についてお聞きします。
- (2) 本県における通学範囲が広い県立聾学校に通う幼児児童生徒の通学環境の改善に向け、現状と課題を、どのように認識しているのか、また、こうした岡崎聾学校の現状に対しては、速やかに改善すべきと感じますが、あわせてご所見を伺います。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 小中学校における特別支援に関する基礎的環境整備や合理的配慮についてお尋ねをいただきました。

障害のある児童生徒に対する合理的配慮の充実を図る上で、施設・設備の整備や人的な配置等を進める基礎的環境整備の充実は欠かせないものでありまして、その中でも、議員ご指摘の「専門性のある指導体制の確保」は重要であると認識をしております。

そのため、県教育委員会では、小中学校の管理職を対象としたリーダーシップ研修や特別支援教育コーディネーターを対象としたスキルアップ研修等、役割や経験年数に応じた各種研修を実施しております。

また、夏季休業期間中に県内の特別支援学校で行う校内研修会に、小中学校等の教員が受講できる体制を整えております。今年度は多くの学校で定員を超える参加希望があり、21校で開設した34の講座に小中学校の教員720名が受講をいたしました。

さらに、各地域における特別支援教育を推進するため、毎年度、小中学校と特別支援学校間で人事交流を行っており、今年度は34名の人事交流を行いました。

今後は、専門性向上のための研修や人事交流の充実に加え、小中学校における基礎的環境整備及び合理的配慮の事例を集約し、各市町村教育委員会に対して事例集として周知をして行く予定であります。

こうした取組により、小中学校における専門性のある指導体制の確保を図り、基礎的



環境整備及び合理的配慮のさらなる充実を目指してまいります。

(2) 次に、県立聾学校の通学環境の改善についてお答えいたします。

現在、聾学校においては、コミュニケーションの力や社会性を高めるために、小学部4年生以上の児童生徒は、公共交通機関を利用して一人での通学を原則としております。また、幼稚部では、健やかな親子関係をはぐくむことができるように、幼児と保護者が学校で一緒に授業を受けることを前提に、保護者に付添いをお願いしております。

一方、遠距離の通学者への対応といたしまして、寄宿舎を設置しており、小学部から高等部までの児童生徒が利用をしております。

これらのことから、現在、聾学校にはスクールバスを配備しておりませんが、小学部3年生以下の児童や、障害の状態等により保護者の方の送迎が必要な児童生徒、また、寄宿舎を利用することが困難な児童生徒さんについては、近年、働きながら子育てをする保護者の方が増える中、議員ご指摘のとおり、子供の通学に付き添う保護者の負担が生じております。

2023年4月には、東浦高校敷地内に聾学校分校を新設いたします。岡崎聾学校の通学区域のうち、碧南、刈谷、安城、西尾、知立、高浜の西三河6市に居住する幼児児童は、通学時間が短縮されるよう、ご本人及び保護者の希望に応じて、新設聾学校分校に受け入れてまいります。

このような取組を行っても、西尾市や安城市の一部など、長時間通学の解消にはつながらない地域もございまして、今後は、送迎に伴う保護者負担の軽減も視野に入れながら、岡崎聾学校へのスクールバスの運行の必要性について検討を進めてまいります。

## 【要望】

前向きな答弁をいただきまして誠にありがとうございます。先日、今回の要望を受けて、岡崎聾学校への現地調査をさせていただいたところ、校長先生と教頭先生が出迎えて下さり校内を案内してくれ現状のお話も聞かせていただいたところであります。

そこで、学校の雰囲気でありますけれども、私の率直な感想であります。すごく感じがよかった印象を受けました。漠然としていて例えが難しいのですが、学校の雰

雰囲気は、校内で働く先生方の様子や、子供たちの顔を見ると何となく感じるものがあるわけではありますが、廊下ですれ違う子供たちが、手話で先生たちと笑顔で会話している姿がとても印象的でありまして、いい雰囲気だなと感じた次第でございます。

生徒と先生の関係もそうですが、学校側も保護者と積極的にコミュニケーションをとっている様子も伺え、教員と保護者の関係もある程度、良好なんだろうなというふうに感じました。また教室では ICT 機器の導入も進んでいて将来を見据えた活用についても積極的に行われている印象を受けましたので、きっと保護者の方も、この学校だから少し遠くても子供の為にも行かせたいと思ったんだろうなと感じた次第でございます。

子供の健やかな成長のためには、その子の将来のために、どんな環境で学び、育つことが重要だと感じております。これからも常にそうした状況に応じて、柔軟に対応していただきますようお願いをさせていただきたいと思っております。

令和3年11月定例県議会 一般質問（12月3日） 教育長答弁要旨  
9番 自由民主党 中村竜彦 議員

【質問要旨】

1 インクルーシブ教育システムを推進する為の特別支援学級の在り方について

特別支援学級の児童生徒の安全やニーズに対し、きめ細やかな支援をするためには、県独自に学級編制基準の引き下げを行う必要があると考えますが、教育長のご所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

2 今後の高等学校におけるICT教育の在り方について

- (1) これから先の県立高等学校におけるICT教育について、短期的な目標・長期的な目標をどのように考えておられるのか伺ひます。
- (2) 学校ネットワークの整備後、実際に大勢の生徒が端末を使うシーンで、接続しづらいことがあるようですが、通信環境の改善について今後どのように対応していくのか伺ひます。
- (3) コロナ禍を契機として、県立高等学校におけるリモート授業を行う環境は現在、整ったものと考えますが、これを今後の教育活動にどのように生かしていくのか伺ひます。

【教育長答弁要旨】

1 インクルーシブ教育システムを推進する為の特別支援学級の在り方について

インクルーシブ教育システムを推進する為の特別支援学級の在り方について、まずお答えをいたします。

小中学校の特別支援学級の学級編制基準については、議員お示しのとおり義務標準法に基づき、1学級8人となっておりますが、2021年5月現在で11,646人の児童生徒が3,068学級に在籍しておりまして、1学級あたりの平均は3.8人となっております。

一方で、特別支援学校小中学部の学級編制基準6人を上回る7人あるいは8人の学級数は、全体の約1割にあたる334学級となっております。

特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加傾向が続くなか、本県では、校区外の学校

への通学の負担や障害の種別の異なる学級での学習等の課題を解消するため、これまで特別支援学級の開設基準を対象者が1人でもおられれば可能とするなどの見直しも行ってまいりました。

しかしながら、学級編制基準につきましては、本県だけでなく全国共通の課題でありますことから、国における制度改善が必要と考えておりまして、国に対して、引き続き、基準の引き下げを要請してまいります。

## 2 今後の高等学校におけるICT教育の在り方について

(1) 今後の高等学校におけるICT教育の在り方についてお尋ねをいただきました。

始めに、これから先の県立高校におけるICT教育についてでございます。

来年度から実施される高校の新たな学習指導要領では、言語能力、問題発見・解決能力と並んで、「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられました。各教科等におけるICT教育の充実が求められております。

そこでICT教育の短期的な目標といたしましては、まずはICTの利用促進のため、県内に12校指定しているICT教育研究実践モデル校での研究成果を全県の学校に発信することにより、ICTの効果的な活用を進めてまいります。

一方、そうした学習活動には、教員のスキル向上が求められますので、今年度より総合教育センターにおいて、ICTを活用した新時代の学びを周囲に伝達する教員（あいちクラスルームエバンジェリスト）を養成する事業を行っております。

加えましてICT活用を苦手とする教員に向けまして「ICT簡単ワンポイント」と題した動画を教育委員会において作成して各高校に紹介をしており、これらの取組により、教員のスキルを向上させてまいりたいと考えております。

長期的な目標と致しましては、こうしたICT利用促進に向けた取組の積み重ねによりまして、ICTを「なくてはならない普段使いのもの」として、様々な学習活動でICTを活用して、生徒一人一人の個別最適化された学びと社会とつながる協働的な学びの実現を目指してまいりたいと考えております。

(2) 次に通信環境の改善でございます。

県立高校の校内通信ネットワークにつきましては、今年の3月までに整備を行い、4月から全校で運用が始まりましたが、議員ご指摘のように生徒が一斉に端末を使

用する際に、インターネットへの接続が円滑にできないといった声が教育委員会にも届いております。

そうした学校の声を受けまして、試験的に一部の高校において、より高速な業務用の接続プランへの変更をして運用したところ、通信速度の明らかな改善が確認できました。この検証結果を踏まえ、今後、接続プランの変更などにより、ICT教育の推進に支障を生じないように、各学校の通信環境の改善に順次取り組んでまいります。

(3) 最後に、今後のリモート授業の在り方についてでございます。

校内ネットワーク回線の整備により、各学校でリモート授業を行うための体制が整い、臨時休校などの非常時には、教員による授業のオンライン配信が可能となりました。

議員お示しのインフルエンザ等による出席停止の場合に、授業の様子を生徒に見せることもできるほか、長期療養中の生徒の学びを保障するため、病院や自宅からリモートで授業に参加することができるよう、現在必要な機器の整備を進めているところでございます。

また、中山間地域や半島の先端に位置する小規模校の生徒が、学校の地理的条件に左右されず、多様な進路実現を果たすことができる教育環境を整えるため、総合教育センターが中心となって、高校間のネットワークを構築し、他校の専門的な教員の授業をリモートで受講できる仕組み作りに今年度着手いたしました。

こうした国内での活用にとどまらず、海外の高校生との交流など、リモートによる取組には様々な可能性があるものと考えております。

今後の、リモートの利点を活かした教育活動の在り方を研究し、新しい学びの形を実践してまいりたいと考えております。

**【要望】**

それぞれ御答弁をいただきました。

1点のみ、特別支援学級について、これまでの県教育委員会の取り組みについて、しっかりやっていただいている部分については評価をしながら十分ふまえたうえで、しかし

ながら1点要望させていただきたいと思います。

先に申しました通りインクルーシブ教育の進展により、もはや障害の軽重をもって特別支援学校なのか小中学校の特別支援学級なのかといった選択がなされておらず、ほぼ同じ条件下で障害のある子供たちが小中学校の特別支援学級を選択し、学んでいる訳であります。

しかしながら学級編制基準での差が今もなお残ってしまっていて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では特別支援学校の小学部・中学部の1学級の児童生徒数の標準は、6人と定めており、一方で同法の中で小中学校の特別支援学級の1学級における児童生徒数の標準を8人と定めております。

結果、特別支援学校では1学級6人までが上限で、7人になるとクラスを3人と4人の2つに割るという運用がなされ、小中学校の特別支援学級では8人までが上限で9人になって初めて4人と5人の2クラスに割られるということでもあります。

この差の存在に私は全く合理性を感じないわけであります。

実際に私の地元の豊橋市内の小学校において、8人の上限学級を抱えている学校が3校ありまして、A小学校は8人1学級。B小学校は8人・8人・8人・7人の4クラス。C小学校は8人・8人・9人の3クラス。9人というのは、年度当初8人だったのが途中転入により9人になり、来年度まではこのままなのだそうであります。

私が訪問させていただいた小学校の特別支援学級は5人でありましたけれども、豊橋市内の特別支援学級の中でも特に重度の子が多いクラスということで見させていただきましたが、1クラスの中に1年生から6年生まで年齢もバラバラで、トイレで介助の必要な子、寝そべって言語ができない子、先生がその子に「椅子に座ろうか」と誘って相手をしていると、隣から嫉妬をして唾を吹きかけて怒る子、やられてやり返す子、そのトラブルに巻き込まれて泣き出す子、急に教室を飛び出す子。飛び出した子を担任教員が追いかけて出ていくと教室は残りの子だけで少しの間取り残されることとなります。これらの子たちが穏やかに机に向かってひらがなを書いていると思えば、突然、こうした行動を起こして、ヘレンケラーのサリバン先生さながらの1人の担任教員が5人の相手をしながら、子たちにひらがなを書かせる指導をされておりました。

不恰好はあるけれども、誰もが読めるひらがなを懸命に書いている姿は、彼らが学習に参加している実感・達成感を持ちながらここで必死に生きる力を身に付けているんだ

など、特別支援教育というものの大切さを改めて感じさせていただきました。

このクラスが5人でしたが、これが8人だったとしたらやはり先生の負担は尋常ではありません。

これは名古屋市も含む数字ですが、10年前の平成23年度の県内の小中学校における特別支援学級へ通う子供の数、7,925人に対して、今年度は1万4,471人とほぼ倍増しております。

「何もできなかった子が遠い特別支援学校に行かなくても地元の小中学校の特別支援学級へ通ってひらがながかけるようになって帰ってくる」保護者の身になれば、地元の小中学校への希望者が増えている理由も分かる気がいたします。明らかに特別支援学校と小中学校の支援学級との垣根がなくなっているわけであります。

特別支援学校の1学級の上限6人、小中学校の特別支援学級上限8人。これを定める法律が今に至っても是正されないのは不作為の究だと思えます。

答弁は、国に要請していくということでありました。強力に国に対して小中学校の特別支援学級も6人標準に改めるよう働きかけていただきたいと思います。

併せて、国が改めるまでの間について、私は放置するべきでないと考えます。

先ほど申しました「学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」には、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。」との記載しております。法律上では上限を定めているものの、その範囲内で上限を下げることは都道府県の裁量だという事になっています。

6人を超えている学級数は、県内においては全体の1割であるという答弁でありました。であるなら是非、その1割を救っていただきたい。是非とも本県独自の6人編制をお願いしたいと思います。

一律6人編制が厳しいということであれば、その学校に在籍する重度の子供の人数に応じて、弾力的な学級編制を行うなど、何らかの特別支援学級を担任している先生方への県としての負担軽減策を、どなたでも一度、現場を見ていただいたら何とかすべきだとお感じになるはずだと思います。是非ともご検討いただきますよう強く要望して、私の質問を終わります。

令和3年11月定例県議会 一般質問（12月3日） 教育長答弁要旨  
10番 新政あいち 小木曾史人議員

【質問要旨】

1 「教育」環境整備に関して

(1) 小学校教育現場での学習指導について

ア 2020年度から始まった小学校教育における新学習指導要領の謳う理念が、教育現場での学習指導や評価方法にどのように落とし込まれていると理解しているのか。

イ 理念を具現化するための教員の評価方法への学び直しを含めた学習指導力の向上・研鑽の機会をどう確保し現場実践につなげていくのか。今後の取組について伺う。

(2) 県立高校のインクルーシブ教育について

ア あいちの教育ビジョンに謳う「インクルーシブ教育システム推進」に対応した、特に義務教育課程修了後の特別支援学校高等部と県立高校との兼ね合いや考え方、県立高校での推進に向けた取り組みについてどのように考えているのか、現在策定が進められている県立高等学校再編将来構想での検討状況も含めてお伺いいたします。

イ 県立高校の入学選抜時の医療的ケア児に対する「合理的配慮」としての有資格者の配置を含めた対応について、どのように課題を認識し、当事者に寄り添った手続き方法やしくみを今後どのように改善していくのかお伺いいたします。

ウ （医療的ケア児が）他の生徒と同様なタイミングでのスムーズな入学を実現し、高校生活を支障なく送ることができるためのしくみづくりについて、県立高校入学後における医療的ケアの実施要綱の整備も含めてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

(3) 不登校児童生徒へのICT機器を活用した学びの保障について

ア 県内でタブレット端末を不登校児童生徒に配布している自治体はいくつあるのか。また、適応指導教室にWi-Fiを整備し、タブレット端末を利用できる環境にしている自治体はいくつあるのか。

イ 不登校児童生徒へのタブレット端末を活用した学習活動について、県教育委員会の課題認識を含めた考え方と今後県内で環境整備がなされるためにどういった取り組みを進めていくおつもりか。



## 【教育長答弁要旨】

### (1) 小学校教育現場での学習指導について

ア 教育環境整備に関しまして様々な角度からお尋ねをいただきました。

はじめに、小学校の教育現場での学習指導や学習評価について順次お答えをさせていただきます。

新しい学習指導要領では、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかにも視点が当てられ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められております。

県教育委員会では、2017年3月の学習指導要領告示以降、新しい学習指導要領についての理解を深めるため、「学習指導要領説明会」や「学習指導要領講習会」等の伝達講習を実施し、繰り返し新学習指導要領の趣旨等の周知を図ってまいりました。

各小学校の学習指導の状況につきましては、本年5月に実施されました全国学力・学習状況調査の中の学校に対する質問調査では、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができるか」との質問に対して、肯定的に回答した小学校の割合が前回調査より5.8ポイント増加するなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に関する取組が進んでいると認識をしております。

また、評価方法の状況につきましては、同じ調査で、学習指導と学習評価の計画の作成を教職員同士が協力して行っている小学校の割合が90パーセントを超えておりますことから、教職員が連携して適切な評価がなされていると認識をしております。

県教育委員会としましては、こうした調査結果から、小学校における新しい学習指導要領についての理解が一定程度浸透しつつあるのではないかと考えております。

イ 次に、学習指導力の向上・研鑽の機会の確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、県内教員の学習指導力の向上を図るため、毎年8月に、「小・中学校教育課程研究集会」を開催しております。各地区における教科指導研究の中心的立場にある教員が参加して、各教科の指導方法や評価方法を学び、その内容を、それぞれの地区で研修会等を開催するなどいたしまして広めております。

また、本年度は豊橋市の小学校に委嘱をし、「深い学び」を実現するための指導や評価の在り方について、研究を進めております。豊橋市の研究の成果につきましては、各地区における学習指導力向上研修に活用できるよう、義務教育課のWEBページに掲載するなどして積極的に情報発信をしてまいります。

各学校の研修につきましては、本年度の全国学力・学習状況調査で、「学習活動を学ぶ校内研修を行っている」と回答した小学校の割合が約8ポイント増加をして73.9パーセントという高い数字となるなど、確実に進んでいると認識をしております。

今後も、学習指導要領の理解を深めることにより、教員のさらなる指導力向上を図れるよう、研究集会や研究委嘱事業を充実させてまいります。

## (2) 県立高校のインクルーシブ教育について

ア 次に、県立高校のインクルーシブ教育についてのお尋ねのうち、本県におけるインクルーシブ教育の考え方と、高校での取組についてお答えいたします。

まず、インクルーシブ教育の考え方についてであります。「あいちの教育ビジョン2025」におきましては、特別な支援を必要とする子どもが、幼稚園から高校までの段階においても適切な支援や指導が受けられるよう、全ての学校種において特別支援教育を推進することとしております。

義務教育を終えた、特別な支援を必要とする生徒に対しては、高校の通常の学級や通級による指導、特別支援学校の高等部といった多様な学びの場が選択できるよう、努めてきたところであります。

次に、県立高校におけるインクルーシブ教育の推進に向けた取組についてであります。入試において、障害等のある生徒に受検上の配慮を行うとともに、入学後は、一人一人の教育的ニーズに対応した支援を行うため、特別支援教育支援員を配置しております。また、各高校で特別支援教育のコーディネートを担う教員を対象とする研修会を実施しております。

さらに、一部の授業で社会的適応力を高めるための活動を行う「通級による指導」を2017年度から高浜高校で開始し、その後、実施校を拡大して、現在は4校で行っております。地域バランスなどを考えながら、引き続き実施校の拡大を検討してまいります。

また、県立高等学校再編将来構想（案）では、豊川市の御津高校において、外国にルーツを有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な生徒が学ぶインクルーシブな学校づくりを目指すこととしております。

こうした取組を通して、今後も県立高校におけるインクルーシブ教育の充実を図っ

てまいります。

イ 次に、高校入試における医療的ケア児への合理的配慮についてお答えいたします。

本年9月に施行されました「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、学校の設置者である教育委員会は、医療的ケアを受ける生徒・保護者の意思を最大限尊重した上で、適切な支援を行う責務を有すること、また、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアが受けられるよう、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることとされました。

また、法の施行に際した文部科学省通知には、これから入学する予定の生徒を含めて、切れ目のない支援を行う必要があることや、学校における医療的ケアのガイドラインを策定すべきことなどが示されております。

本県の公立高校入試では、「愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて、障害等のある生徒への「受検上の配慮」を行っておりますが、今後は、申請書の様式を工夫するなど生徒・保護者の意思が十分反映される手続きとすることや、生徒・保護者に手続きを含めた詳細を周知していくことが課題であると認識をしております。

したがいまして、中学校3年生向けのリーフレットや教育委員会のウェブページの内容を、申請方法を含む一層くわしいものとして、医療的ケアを必要とする中学生と保護者が、安心して高校入試に臨めるよう努めてまいります。

ウ 続いて、医療的ケアを必要とする生徒への入学後の支援についてであります。

公立高校に進学する生徒は、3月中旬の合格発表によって進学先が決まりますので、医療的ケアを必要とする生徒に切れ目のない支援を行うためには、合格発表後、すみやかに進学先の高校と保護者、医療機関等が連携して準備を進める必要がございます。

そのための体制づくりとして、今回の医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、県立高校で適切な支援を行うための実施要綱を、現在策定しているところであります。また、生徒が在学中、継続的に医療的ケアを受けることができるよう、看護職員を学校に配置するしくみについて、検討を進めております。

教育委員会といたしましては、高校入試から卒業まで、医療的ケアを必要とする生徒に対し、切れ目のない支援を行うための体制づくりに取り組んでまいります。

(3) 不登校児童生徒へのICT機器を活用した学びの保障について

ア 小中学校での不登校児童生徒に対するタブレット端末の利用状況についてお答えいたします。

現在、小中学校の不登校児童生徒がタブレット端末を各家庭において活用している市町村は29ございます。また、適応指導教室において、タブレット端末が利用できる環境を整備している市町村は35でございます。

イ 最後に、不登校児童生徒のタブレット端末の活用についてお答えします。

文部科学省は、2020年9月に「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」の通知を発出し、ICT等を活用した学習支援や相談支援の積極的な実施を求めています。本県といたしましても、この通知の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒がタブレット端末を活用することで、教育の機会確保、学習の遅れの軽減、学習意欲の維持・向上につながるものと考えます。

しかしながら、環境整備につきましては、GIGAスクール構想が、急速に進められていることもあり、市町村によって状況に差が生じているところもあると認識しております。

今後、先進事例を生徒指導主事会等で紹介し、全ての市町村において、不登校児童生徒がタブレット端末を有効に活用できる環境が充実するよう、働きかけてまいります。

**【要望】**

まず、一つ目、新学習指導要領の理念の小学校教育現場での落とし込みについては、「授業改善が進んでいる、適切な評価をしている、新学習指導要領についての理解は一定程度浸透している」とのご答弁ですが、これはあくまで学校側教える側に向けた調査結果への評価です。私が申し上げたいのは、新学習指導要領が小学校教育現場で始まって1年半余り、現場にはその調査結果からは窺えない課題があるのではないかということです。学校側がしっかりやれていると思っけていても、新学習指導要領の謳う理念の反映がなされているか否かの判断指標は、学校側つまり教える側の先にある、教育を受ける子どもや保護者の受け止めであるべきです。この原点を忘れることなく、教育長の言われた教員の指導力向上を図るための研修・研究を含めた取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次に二つ目です。

先ほどの具体的な中学生のお話について、これから仕組みを作っていくという事の御

答弁ありがとうございました。

様々な事情を抱える生徒、そしてその保護者の思いをしっかりと救い上げられるように、特にそういった人的配置やしぐみ、手続きといったソフト部分に今回の具体的事例とは別にもいろんな障壁となる課題がないか、再度丁寧に洗い出しつつ、実情を的確に把握し、「魅力ある県立高校」としての役割の中に、いわゆるダイバーシティとインクルーシブの考え方が深く刻み込まれているという認識のもと、是非、多様な生徒がともに学び合える環境整備を具体的に進めていただきたいというふうに思います。

最後に、不登校児童生徒のタブレット端末活用状況についてご答弁いただきました。県内市町村の状況についてですが、環境を整えていると回答した自治体でも、活用するか否かは学校判断に委ねられているところもあるとお聞きしており、実際には数字ほど取り組みが進んでいない状況が推察されます。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、タブレット端末を活用したオンライン授業に取り組む県内自治体もあるとお聞きをしておりますが、コロナ下での一時的な取り組みにとどまらず、不登校や病気などで長期欠席する児童生徒に対するきめ細かな対応、学びの保障として、広く県内で利活用できるような環境が充実するよう市町村への働きかけを含めしっかりサポートしていただくことを要望し、質問を終わります。